

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日
の翌日)

目次

◇規則 現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

◇人委規則 医療職給料表(ロ)の適用を受ける職員で最高号給等を受け
るものの給料の切替えに関する規則

最高号給を超える給料月額を受ける職員の給料月額等に
関する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部
を改正する規則

職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

教職調整額の支給方法等に関する規則の一部を改正する
規則

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正す
る規則

警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改
正する規則

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

規則

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十九年六月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第四十一号

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

現業職員の給与に関する規則(昭和三十二年十月鳥取県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

附則に次の二項を加える。

4 別表第一の規定における給料月額等の特例)

4 別表第一の規定の昭和四十九年度における適用については、同表の規定に掲げる給料月額は、いずれも、その額に百分の百十を乗じて得た額

(その乗じて得た額に百円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

5 別表第三の規定の昭和四十九年度における適用については、同表中「四四、八〇〇円」とあるのは、「四九、二〇〇円」とする。

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和四十九年四月一日から適用する。

(最高号給を超える給料月額を受ける職員の給料月額等)

2 昭和四十九年四月一日において、この規則による改正前の現業職員の給与に関する規則(以下「改正前の規則」という。)の規定により、職

給与に関する規則(以下「改正前の規則」という。)の規定により、職

る。

(最高号給を超える給料月額を受ける職員の給料月額等)

2 昭和四十九年四月一日において、この規則による改正前の現業職員の

給与に関する規則(以下「改正前の規則」という。)の規定により、職

務の等級の最高の号給を超える給料月額を受ける職員はこの規則による改正後の現業職員の給与に関する規則(以下「改正後の規則」という。)の規定による同日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、知事が定める。

3 昭和四十九年四月二日からこの規則の施行の日の前日までの間ににおいて、改正前の規則の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員のうち、職務の等級の最高の号給を超える給料月額を受ける職員の改正後の規則の規定による当該適用又は異動の日における給料月額及びこれを受けることとなる期間は、知事が定める。
(給与の内払)

4 改正前の規則の規定に基づいて、昭和四十九年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、それぞれ、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。
(その他)

5 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

人事委員会規則

医療職給料表(三)の適用を受ける職員で最高号給等を受けるものの給料の切替えに関する規則をここに公布する。

昭和四十九年六月十三日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第十二号

医療職給料表(三)の適用を受ける職員で最高号給等を受けるものの給料の切替えに関する規則

(目的)

第一条 この規則は、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(昭和四十九年六月鳥取県条例第二十七号)附則第二項の規定に基づき、同項に規定する職員(以下「最高号給等職員」という。)の給料の切替えに關し必要な事項を定めることを目的とする。

(号給等の切替え)

第二条 最高号給等職員のうち、昭和四十九年四月一日(以下「切替日」という。)の前日におけるその者の号給又は給料月額(以下「旧号給等」という。)が別表に掲げられている号給又は給料月額である職員の切替日における号給又は給料月額は、旧号給等に対応する同表に定める号給又は給料月額とする。

(期間の通算)

第三条 前条の規定により切替日における号給又は給料月額を決定される職員に対する切替日以後の最初の昇給規定(職員の給与に関する条例(昭和二十六年二月鳥取県条例第三号)第四条第六項又は第八項ただし書の規定をいう。)の適用については、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる期間を切替日におけるその者の号給又は給料月額

を受ける期間に通算する。

一 切替日における号給が職務の等級の最高の号給より下位の号給となる職員 旧号給等を受けていた期間（人事委員会の定める職員にあつては、人事委員会の定める期間を増減した期間。以下「経過期間」という。）のうち十二月を超えない期間

二 切替日における号給が職務の等級の最高の号給となる職員 経過期間のうち十八月を超えない期間

三 切替日における給料月額が職務の等級の最高の号給を超える給料月額となる職員 経過期間

(特定の職員の切替え)

第四条 最高号給等職員のうち切替日の前日におけるその者の給料月額が別表に掲げられていない職員の切替日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、あらかじめ人事委員会の承認を得て定めるものとする。

(雑則)

第五条 この規則に定めるもののほか、最高号給等職員の給料の切替えに關し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十九年四月一日から適用する。

別表 最高号給等職員の号給等の切替表

職務の等級	特 1 等 級		1 等 級		2 等 級		3 等 級		4 等 級	
	切替日の前日	切替日	切替日の前日	切替日	切替日の前日	切替日	切替日の前日	切替日	切替日の前日	切替日
号給又は給料月額	19号給 円	19号給	25号給 円	25号給	23号給 円	23号給	25号給 円	25号給	22号給 円	22号給
	174,300	20号給	153,500	26号給	130,400	24号給	106,600	26号給	89,400	23号給
	176,900	21号給	155,100	27号給	131,900	25号給	108,000	27号給	90,700	24号給
	179,500	22号給 円	156,700	167,400	133,400	26号給	109,400	28号給	92,000	25号給
	182,100	192,300	158,300	169,200	134,900	27号給	110,800	29号給	93,300	26号給
	184,700	194,900	159,900	171,000	136,400	28号給	112,200	30号給 円	94,600	27号給
	187,300	197,500	161,500	172,800	137,900	149,700	113,600	126,900	95,900	28号給
	189,900	200,100	163,100	174,600	139,400	151,400	115,000	128,500	97,200	29号給

最高号給を超える給料月額を受ける職員の給料月額等に関する規則をここに公布する。

昭和四十九年六月十三日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第十三号

最高号給を超える給料月額を受ける職員の給料月額等に関する規則

(目的)

第一条 この規則は、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(昭和四十九年六月鳥取県条例第三十号。以下「改正条例」という。)附則

第二項の規定に基づき、同項に規定する職員の給料月額等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(最高号給を超える給料月額を受ける職員の給料月額)

第二条 改正条例附則第二項に規定する職員の昭和四十九年四月一日における給料月額は、同日におけるその者の改正条例による改正前の職員の給与に関する条例(昭和二十六年二月鳥取県条例第三号。以下「給与条例」という。)の規定による給料月額に百分の百十を乗じて得た額(その乗じて得た額に百円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

(期間の通算)

第三条 前条の規定により昭和四十九年四月一日における給料月額を決定される職員に対する同月二日以後の最初の昇給規定(給与条例第四条第

六項又は第八項ただし書の規定をいう。)の適用については、同月一日におけるその者の改正条例による改正前の給与条例の規定による給料月額を受けていた期間(人事委員会の定める職員にあつては、人事委員会の定める期間を増減した期間)をその者の前条の規定による給料月額を受ける期間に通算する。

(雑則)

第四条 この規則に定めるもののほか、改正条例附則第二項に規定する職員の給料月額等に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十九年四月一日から適用する。

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十九年六月十三日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第十四号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和三十二年十月鳥取県人事委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

別表第十一の表中

五六、七〇〇円
五四、五〇〇円
五四、五〇〇円
五二、三〇〇円
四五、六〇〇円

を

五八、一〇〇円
五五、七〇〇円
五五、七〇〇円
五三、四〇〇円
四六、六〇〇円

に改め

る。

別表第十三の表中

医療職給料表 (㊦)	一四号給	一三三号給	一三
医療職給料表 (㊦)	一四号給	一四号給	一

五号給 一三三号給 を 五号給 一三三号給 に改める。

附則に次の三項を加える。

10 第八条の五第一項の規定の昭和四十九年度における適用については、同項第三号ただし書中「その最高の号給の額とその直近下位の額との差額をその最高の号給の額に加えて得た額」とあるのは、「職員の給与に關する条例の一部を改正する条例（昭和四十九年六月鳥取県条例第三十号。以下「昭和四十九年条例第三十号」という。）による改正前の職員の給与に關する条例（昭和二十六年二月鳥取県条例第三号。以下「改正前の給与条例」という。）の規定によるその最高の号給の額とその直近下位の額との差額をその最高の号給の額に加えて得た額に百分の百十を乗じて得た額（その乗じて得た額に百円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）」とする。

11 第十一条の規定の昭和四十九年度における適用については、同条中「その者の属する職務の等級における最高の号給の額とその直近下位の号

給の額との差額をその者が現に受けている給料月額に加えて得た額」とあるのは、「改正前の給与条例の規定によるその者の属する職務の等級における最高の号給の額とその直近下位の号給の額との差額を昭和四十九年条例第三十号の規定の適用がないものとした場合にその者が現に受けることとなる給料月額に加えて得た額に百分の百十を乗じて得た額（その乗じて得た額に百円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）」とする。

12 別表第四から別表第十一までの規定の昭和四十九年度における適用については、これらの規定に掲げる初任給は、いずれも、その額に百分の百十を乗じて得た額（その乗じて得た額に百円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十九年四月一日から適用する。

職員の給料の調整額に關する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十九年六月十三日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第十五号

職員の給料の調整額に關する規則の一部を改正する規則

職員の給料の調整額に關する規則（昭和三十一年十一月鳥取県人事委員

会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第二条の表中

病院

結核菌その他の病原体を直接取り扱うこと又は結核患者に直接接することを常例とする衛生技師、診療放射線技師及び診療エックス線技師

二を

病院

結核菌その他の病原体を直接取り扱うこと又は結核患者に直接接することを常例とする衛生技師、診療放射線技師及び診療エックス線技師
総婦長、婦長、助産婦、看護婦及び准看護婦

に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十九年四月一日から適用する。

教職調整額の支給方法等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十九年六月十三日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第十六号

教職調整額の支給方法等に関する規則の一部を改正する規則

教職調整額の支給方法等に関する規則(昭和四十七年一月鳥取県人事委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、同項の次に次の一項を加える。

2 第三条の規定の昭和四十九年度における適用については、同条第一号中「二千七百元」とあるのは「三千円」と、同条第二号中「二千六百元」とあるのは「二千九百元」とする。

附則

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十九年四月一日から適用する。

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十九年六月十三日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第十七号

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則(昭和三十一年四月鳥取県人事委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第二条の二を次のように改める。

(社会福祉業務従事職員の手当)

第二条の二 条例第七条第一項の人事委員会規則で定める職員は、次の表に掲げる職員とする。

所 属	職 員
福祉事務所	査察指導員、身体障害者福祉司、精神薄弱者福祉司、老人福祉司及び社会福祉主事
身体障害者更生相談所	心理判定員
精神薄弱者更生相談所	心理判定員
婦人相談所	次長及び社会福祉主事
児童相談所	次長、児童福祉司、社会福祉主事、心理判定員、児童指導員及び保健婦

第九条の十七を次のように改める。

(潜水作業従事職員の手当)

第九条の十七 潜水作業従事職員の手当の額は、月の一日から末日までの間における条例第三十四条第二項に掲げる潜水深度の区分ごとの時間数の合計に、それぞれ同項に定める額を乗じて得た額の合計額とする。この場合において、同項に掲げる潜水深度の区分ごとの時間数の合計に十分に満たない端数時間があるとき、又は当該時間数の合計が十分に満たないときは、当該時間を十分に切り上げて計算する。

第九条の二十八の次に次の一条を加える。

(公害業務従事職員の手当)

第九条の二十九 条例第五十三条第一項第一号に規定する地上又は水面上十メートル以上とは、予想される落下地点からの高さとする。

2 条例第五十三条第一項第二号の人事委員会規則で定める公共水域は、美保湾とする。

3 公害業務従事職員の手当の額は、条例第五十三条第一項各号に定める業務に従事した時間が一日につき四時間未満のときは、同条第二項に定める額に百分の六十を乗じて得た額とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十九年四月一日から適用する。

警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十九年六月十三日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第十八号

警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則
警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（昭和二十九年七月鳥取県人事委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の二号を加える。

五 せん孔作業 警察庁電子計算組織の運営に必要な資料の送信又は受

信のためテープさん孔タイプライターを操作して行うせん孔作業

六 潜水作業 潜水器具を着用して行う潜水作業

第三条第一項第一号中「三千八百円」を「五千円」に、「百円」を「五百円」に改め、同項第二号中「二千円」を「三千三百円」に改め、同項第三号中「二千五百円」を「三千八百円」に改め、同項第四号中「三千八百円」を「五千円」に、「二千五百円」を「三千八百円」に、「百円」を「五百円」に改め、同項第五号中「第八号」を「第九号」に、「百円」を「五百五十円」に改め、同項第六号中「二百五十円」を「五百円」に改め、同項第七号中「第十三号」の下に「及び第十四号」を加え、「六十円」を「百円」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号の次に次の一号を加える。

七 条例第三条第八号に掲げる作業 勤務一日につき二百円

第三条第一項に次の一号を加える。

九 条例第三条第十五号に掲げる作業 勤務一時間につき、次に掲げる

潜水深度の区分に応じ、それぞれに定める額

(一) 二十メートルまで 百五十円

(二) 三十メートルまで 四百円

(三) 三十メートルを超えるとき 八百円

第三条第三項中「第十三号」を「第十四号」に改め、同条に次の一項を加える。

4 条例第三条第一項第十五号に掲げる作業に従事したときに支給する作業手当の額は、月の一日から末日までの間における第一項第九号に掲げる潜水深度の区分ごとの時間数の合計に、それぞれ同号に定める額を乗じて得た額の合計額とする。この場合において、同号に掲げる潜水深度

の区分ごとの時間数の合計に十分に満たない端数時間があるとき、又は当該時間数の合計が十分に満たないときは、当該時間を十分に切り上げて計算する。
第五条中「のうち日額の作業手当が支給される作業」を「(月額)の作業手当が支給される作業を除く。」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十九年四月一日から適用する。

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十九年六月十三日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第十九号

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

へき地手当等に関する規則(昭和四十六年三月鳥取県人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

別表第一の表中

東伯郡関金町大字野添三七一番 山守小学校野添分校

三 級	
地	日野郡日南町阿毘縁一二五九番
日野郡日南町印賀一五一五番地	日南中学校阿毘縁校舎
	日南中学校大宮校舎

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十九年四月一日から適用する。

附 則

一級	一級	一級
----	----	----

を削る。

一級

及び

二級	二級
----	----

日野郡日南町笠木三〇四番地	日野郡日南町福塚九九二番地	日野郡日南町上石見八〇〇番地	日野郡日南町河上五四三番地
日南中学校山上校舎	日南中学校福栄校舎	石見中学校	